

長崎外国語大学保護者会会則

(目 的)

第1条 本会は、長崎外国語大学（以下、「大学」という。）の学生の教育及び福利厚生に関する事業を支援し、大学との情報交換、会員相互の親睦を密にし、もって大学等の発展に寄与することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、長崎外国語大学保護者会（略称「長崎外大保護者会」）と称し、事務所は大学に置く。

- 2 事務所の責任者を大学事務長とし、会長が委嘱する。
- 3 事務所は、本会の会務の運営および会計の管理を行う。
- 4 事務所は、事業報告書案および決算報告案を作成する。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学の課外教育及び課外活動（政治的活動、大学教育上不適切な活動等を除く。）の支援に関する事。
- (2) 学生の福利厚生に関する事業に対する支援に関する事。
- (3) 学生生活全般にわたる大学との情報交換に関する事。
- (4) 正会員相互の親睦、情報交換、研修等に関する事。
- (5) その他、大学の教育の発展に寄与すると保護者会が認めた事業に関する事。

(会 員)

第4条 会員は、正会員と賛助会員とする。

- (1) 正会員は、大学に在籍する学生の保護者又はこれに準ずる者。
- (2) 賛助会員は、上記以外のもので保護者会の目的、事業に賛同する者で、理事会が承認した者。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監 事 2名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長（指名副会長が事故あるときは、他の副会長。以下同じ）がその職務を代行し、会長が欠員となった場合は、その職務を代理する。
 - 4 総務理事は、総会、理事会等の議事を記録し、会長の指示に基づき総務関係会務を処理する。
 - 5 削除
 - 6 理事は、会務に参画し、担当する会務を処理する。
 - 7 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出・委嘱)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事のうちから、総務担当理事を会長が委嘱する。

(任 期)

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合、補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第8条 本会の顧問を学長とし、会長が委嘱する。

2 顧問は、会の運営に関し、会長の相談に応ずる。

(組 織)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、その構成員を正会員とし、毎年1回、定期に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができるものとする。

(1) 総会には、賛助会員も出席することができる。ただし、発言は認められるが議決権はない。

(2) 会長は、顧問及び事務所責任者に出席を要請することができる。

(3) 総会における決定事項は次のとおりとする。

ア 事業報告及び決算の承認に関すること。

イ 事業計画及び予算の決定に関すること。

ウ 役員の選出及び承認に関すること。

エ 会則の制定、改廃に関すること。

オ その他会の運営に関する重要な事項

(4) 総会は、構成員の過半数（委任状を含む。）の出席で成立する。

(5) 総会の決議は、出席者の過半数（表決委任状を含む。）の賛成で成立するものとする。

3 理事会は、会長、副会長、理事で構成し、会長が必要と認めるときはいつでも開催することができる。

(1) 会長は、顧問及び事務所責任者に出席を要請することができる。

(2) 理事会における処理事項は次のとおりとする。

ア 理事会は、総会処理事項以外の事業計画に関する一般会務を処理する。

イ 重要事項で緊急を要する事項については、理事会の決定をもって総会の決定に代えることができる。ただし、この場合は、直近の総会において報告し、承認を得なければならない。

(3) 理事会は、構成員数の過半数の出席で成立する。

(4) 理事会の決議は、出席者の過半数の賛成で成立するものとする。

(経 費)

第10条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てるものとする。

(会 費)

第11条 正会員の会費は、年額 10,000 円とし、各年度（春学期）の学生校納金に加えて納入するものとする。

2 賛助会員の会費は、年額 5,000 円とし、年度当初に納入するものとする。

3 既納の会費は、返還しない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(帳 簿)

第13条 本会に次の帳簿を置く。

(1) 会員名簿

- (2) 会計帳簿
- (3) 事業記録簿

(実施に関し必要な事項)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の事業執行上必要な事項については、理事会の承認を得て、会長が別に定めることができる。

附 則

この会則は、2007（平成17）年6月23日から施行し、第11条第1項の規定は、2007（平成17）年4月1日以降の新入会員から適用する。

附 則

この会則は、2008（平成18）年5月31日から改正施行する。

附 則

この会則は、2012（平成24）年5月26日から改正施行する。

附 則

この会則は、2018（平成30）年7月14日から改正施行する。